ドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア		

別表一の二の四の項の地域の欄中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同項の植物の欄中「オプンティア・フラギリス」の下に「、きゆうり、すべりひゆ、とうがらし」を、「トマト」の下に「、ばらもんじん」を、「ばれいしよ」の下に「、ペポかぼちや」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の三の項の植物の欄中「アスパラガス」の下に「、いろはもみじ」を、「きくごぼう」の下に「、きんぐさり、てんさい」を加え、「及びばれいしよ」を「、にんじん、ばれいしよ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の二の項の地域の欄中「（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、グルジア」を削り、「コソボ」の下に「、ジョージア」を加え、同項を同表の四の項とし、同表の一の項の地域の欄中「ドイツ」の下に「、フランス」を加え、「（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）」を削り、「アルゼンチン」の下に「、メキシコ」を加え、同項の植物の欄中「きくごぼう」を「エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ」に改め、「てんさい」の下に「、どいつあやめ、トマト」を加え、「及びばれいしよ」を「、ばれいしよ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、バミューダ諸島、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げつけいじゅ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サポジラ、しようが、パパイヤ、ばんじろう、ブクスス・センペルウィレンス、まるめろ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつき属植物、コーヒノキ属植物、なし属植物、バショウ属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、ふれいよう属植物、プルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であつて栽培の用に供するもの	*Aleurocanthus woglumi*（ニカンクロトゲコナジラミ）
二　インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばな、なようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにトマトの生果実	*Tuta absoluta*（トマトキバガ）

表において同じ。）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、ロシア、リトアニア、ルーマニア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、ビルマ、南スーダン、モロッコ、リビア、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア		

別表二の一の項の地域の欄中「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を削り、「モンテネグロ」の下に「、ロシア」を加え、同項の植物の欄中「きばなきようちくとう」の下に「、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス」を、「なんようざくら」の下に「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削り、同表の二の項の植物の欄中「ざくろ」の下に「、サラカやし」を、「なつめやし」の下に「、なんようざくら、ねじれふさまめのき」を加え、同表の六の項の地域の欄中「中華人民共和国」の下に「、パキスタン」を、「ミャンマー」の下に「、モルディブ」を加え、「中南米」を「ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ」に改め、同項の植物の欄中「あさがお属植物」を「おおばはまあさがお、あさがお属植物」に改め、同表の七の項の地域の欄中「中南米」を「ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー」に改め、同表の九の項の地域の欄中「英国」の下に「（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」を加え、「、グルジア」を削り、「クロアチア」の下に「、ジョージア」を、「カナリア諸島」の下に「、ケニア」を加え、同表の十一の項の地域の欄中「グルジア」を「ジョージア」に改め、「スペイン」の下に「、スロベニア」を、「ベラルーシ」の下に「、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「エクアドル」の下に「、コスタリカ」を加え、同表の十四の項の地域の欄中「トルコ」を「イスラエル、トルコ」に改め、同表の十六の項の地域の欄中「イタリア」の下に「、ウクライナ」を、「英国」の下に「、エストニア」を、「オランダ」の下に「、カザフスタン」を、「ギリシャ」の下に「、キルギス」を、「ハンガリー」の下に「、フィンランド」を、「モンテネグロ」の下に「、ラトビア」を、「ルクセンブルク」の下に「、ロシア」を、「エジプト」の下に「、チュニジア」を加え、同項の植物の欄中「かりん」の下に「、しじみばな」を、「まるめろ」の下に「、ロサ・カニナ」を加え、同表の十七の項の地域の欄中「ジャマイカ」の下に「、ドミニカ」を、「ニカラグア」の下に「、バルバドス」を加え、同表の付表第三中「、きゆうり」を削り、「、ぶどう、ペポかぼちや及びメロン」を「及びぶどう」に改め、同表の付表第四十二中「きゆうり及び」を削る。

別表二の二の八の項の植物の欄中「とべら」を「トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト」に改め、同項を同表の二十九の項とし、同表に次のように加える。

三十　タイ、オランダ、カナダ	とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又